

浜松市中小企業次世代自動車 導入支援事業費補助金

電気自動車等を導入する市内中小企業等に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

事業概要

対象事業・補助内容

補助対象車両

- 新車として新たに購入したものであること※ローン及びリース契約は補助対象外
- 自動車検査証の「使用の本拠の位置」が、市内の所在地であること
- 自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄が自家用であること
- 自動車検査証の燃料の種類により、電気自動車または燃料電池自動車であると分かること
- クリーンエネルギー自動車導入促進補助金における補助対象車両であること
- 自家用車として市内自動車小売業者等から購入したものであること(※一部例外あり)
- 補助対象自動車の新規登録日又は購入代金の支払手続完了日のいずれか遅い日が令和8年1月1日から令和9年1月31日であること(※新規登録日は令和8年1月1日以降であること)

対象車両の種類	補助金の額	対象経費	一台あたりの補助上限額
電気自動車 (普通自動車)  出典：スズキ㈱ ホームページ	CEV補助金※1 交付額の1/3※2 (1,000円未満切捨。 複数台の場合は1 台ごとに切捨)	車両本体購入費 (5台を上限とする) ※対象車名、型式等につ いては、裏面参照	40万円
電気自動車 (軽自動車)  出典：スズキ㈱ ホームページ			20万円
燃料電池 自動車  出典：CEV補助金 ホームページ		車両本体購入費 (1台を上限とする) ※対象車名、型式等につ いては、裏面参照	50万円

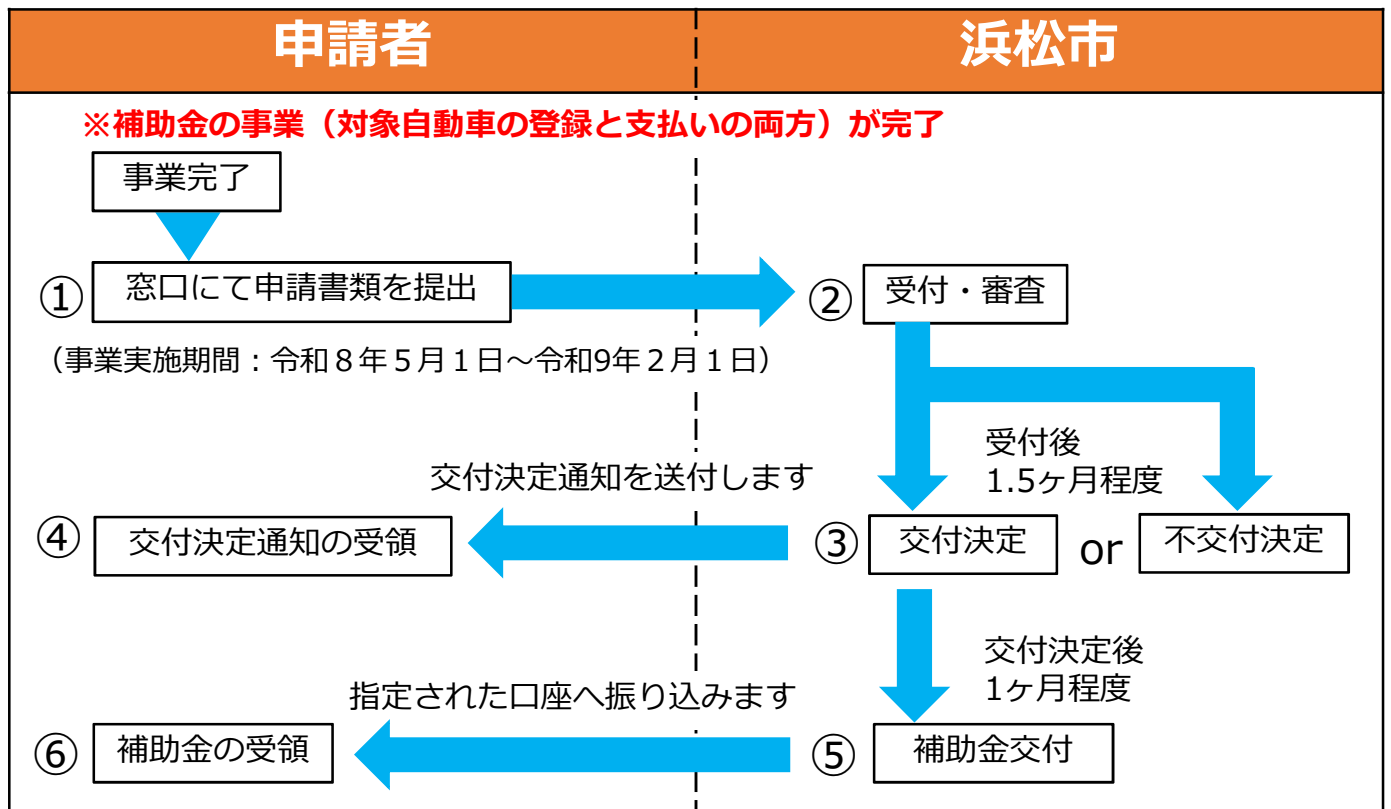
※1 経済産業省による「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」

※2 国の補助金及び本補助金の合計が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費から国の補助額を除いた金額が上限になります。

対象事業者

- 市内に本店所在地若しくは住所を有する法人又は市内に住民登録を有する個人事業主であって、次の各号に掲げる要件に該当する者とする
 - ア 中小企業等経営強化法による中小企業及び個人事業主
 - イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
 - ウ 特定非営利活動法人
 - エ 医療法人
 - オ 社会福祉法人
 - カ 学校法人
 - 車両購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者及び使用者であること
 - 本社が市外の法人にあつては、法人市民税を本市に納めていること
 - 浜松市内に立地する事業所にて、1年以上事業活動を行っていること
- ※その他の要件は、「交付要綱」及び「手引き」をご確認ください。

事業スケジュール



【対象車両】

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（経済産業省）に登録されている自動車となります。

補助対象自動車の新規登録日により、対象車両が異なりますので、こちらをご確認下さい。

<令和8年4月以降>

https://www.cevpc.or.jp/hojo/pdf/R7ho/R7ho_meigaragotojougen_3.pdf

<令和8年1月1日～3月31日>

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R7ho/R7ho_meigaragotojougen_2.pdf

<対象車両一覧>



令和8年4月～



令和8年1月1日
～3月31日

<申請の留意事項>

- ・ **予算の範囲内で先着順により受付**します。
- ・ 脱炭素経営に積極的に取り組む事業者として、浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム参画機関に第1号様式記載の情報を提供すること及び参画機関からの脱炭素の取り組みに関する調査等に協力することに同意をいただきます。

その他、手続きの詳細については、浜松市ホームページにてご確認ください。

「浜松市公式WEBサイト」⇒「創業・産業・ビジネス」
⇒「カーボンニュートラル」⇒「浜松市のカーボンニュートラル政策」

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shin-ene/new_ene/index.html



【お問合せ先】浜松市産業部カーボンニュートラル推進課（浜松市役所本館6階）
〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
TEL：053-457-2502 E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp